

(1) 災害廃棄物処理に係る経過

平成23年4月8日 環境省から、東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理体制構築に関する調査があり、本市での可燃性混合廃棄物の受入可能量として、
沼上清掃工場 75 t/日、19,000 t/年
西ヶ谷清掃工場 33 t/日、10,000 t/年
と回答。

その後、被災地災害廃棄物が、放射性物質に汚染されていることが判明。

平成23年10月7日 環境省から、再度、東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入検討状況に関する調査があり、本市では、放射能に関する安全性が確保されないことから、受入れできないと回答。
受入可能と回答した県内市町はなかった。

平成23年10月27日 静岡県知事が、県内市町の焼却施設における受入余力の1%に当たる600トンの受入れを行いたい旨の発言が、報道される。

平成23年11月8日 市長定例記者会見において、災害廃棄物が安全であることが確認され、住民の皆さまが理解されることを前提として、前向きに検討したいとの考えを示した。

川勝静岡県知事の発言要旨

- ・静岡県として、東日本大震災発災後、岩手県大槌町及び山田町を支援してきた。
- ・被災地の復興の妨げとなっている災害廃棄物の処理を協力したい考えからの発言であった。
- ・数人の首長に対し、想いを伝えたところ、1パーセント程度の支援であれば、協力できる可能性があるとの返事であったため、本県が支援してきた大槌町、山田町の処理についてだけでも協力できないか。

各市町長からの主な発言

- ・各市町で賛否を表明することなく、県内市町で統一步調で対応したい。
- ・安全性の担保があれば、受入れできるのではないか。
- ・管内に最終処分場がなく、県外へ委託しているが、放射性物質に汚染されていることで、委託先から断られている状況にある。

共同声明採択

- ・受入れにあたっては、国・県は、それぞれの役割に応じたきめ細かな責任ある対応をしていくべき
- ・受入れにあたっては、災害廃棄物の安全性が確保され、住民の不安を払しょくし、議会の理解を得ること

平成23年12月10日 静岡県市長会・町村会合同会議

静岡県市長会・町村会合同会議（平成23年11月10日開催）を受け、静岡県は、岩手県大槌町、山田町と協議し、両町の柱材・角材のみの受入れについて調整
県職員を現地に派遣し、大槌・山田両町の災害廃棄物の現状視察及び木くずの放射性物質等の測定を実施

荒選別後 木くず
(大槌町2次仮置場)



破碎木くず
(山田町仮置場)



空間線量の測定

大槌町 0.08 μ Sv/時間

山田町 0.07 μ Sv/時間

(静岡市の変動幅 ※0.028～0.077 μ Sv/時間)

※平常時の変動幅



空間線量は、人体に放射能を受けた時の影響を表すもので、単位をシーベルト(Sv)といいます。

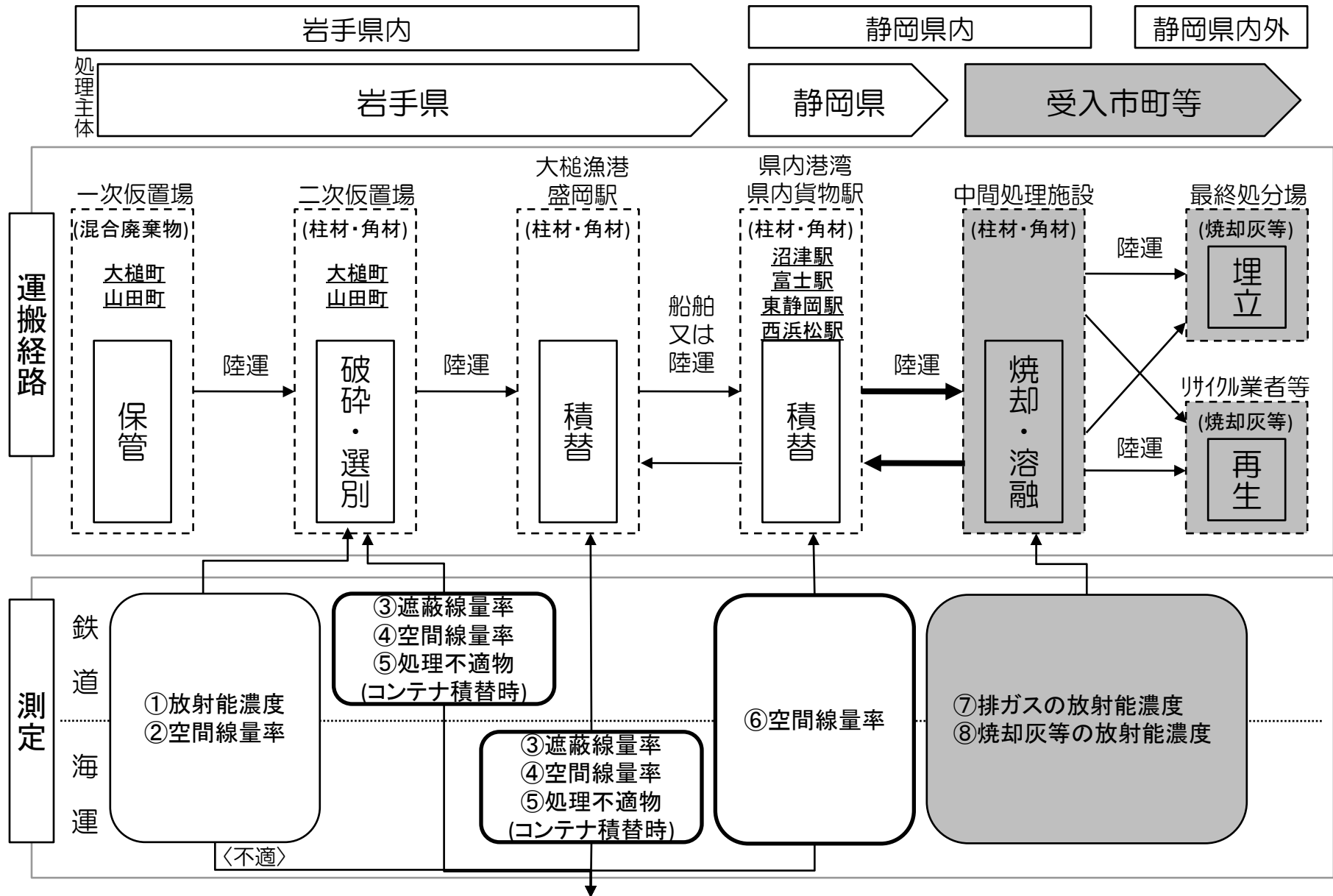
大槌町・山田町の災害廃棄物(角材・柱材)の 放射能濃度測定結果(静岡県・岩手県共同調査)

単位: Bq/kg

| 試料 | セシウム 合計 | セシウム134 | セシウム137 |
|------|------------|---------|---------|
| 大槌町A | 不検出 | 2 未満 | 2 未満 |
| 大槌町B | 不検出 | 2 未満 | 2 未満 |
| 山田町A | 12.0 | 5.36 | 6.66 |
| 山田町B | 13.2 | 5.21 | 8.01 |

放射能濃度は、放射性物質が放射能を出す能力(放射能)を表すもので、
単位をベクレル(Bq)といいます。

静岡県の広域処理イメージ



域内処理 ←

- 放射能濃度が240Bq/kg (焼却灰8,000Bq/kg) 以上の場合
- 空間線量率がバックグラウンドの3倍以上の場合
- 処理不適物の混入がある場合

※太線 : 静岡県
 : 市町

各市長からの主な発言

- ・ 共通認識、共同歩調で対応したい。
- ・ 焼却灰等の処分先が確保されない限り、受入れは困難である。
- ・ 国、県に対し、住民の不安を払しょくするための説明をお願いしたい。
- ・ 受け入れたいと発言しただけで風評被害が生じる。
- ・ 受入れに当たっての統一基準、行動基準が必要な時期を迎えている。

国への申し入れ（平成24年1月4日 細野環境大臣へ提出）

- 1 災害廃棄物の放射線量及び放射性物質濃度が安全である基準値、根拠を明確にし、国民に示すこと
- 2 広域処理の安全性を広報し、受入れに対する世論形成を図ること。
- 3 搬出から最終処分に係るモニタリング経費を国が支出すること。
- 4 被災地からの搬出後、放射線量等基準値を超えた場合は、国が搬出地に返却すること。
- 5 焼却灰等処理するための最終処分場を確保すること。確保できない場合は、被災地への返却を調整すること。
- 6 風評被害が生じた場合は、賠償の対象とすること。

県への申し入れ（平成24年1月4日 川勝知事へ提出）

- 1 国への申し入れ事項に関し、国に働きかけること。
- 2 災害廃棄物の受入れに係る一元的な窓口の役割を果たし、責任を持つこと。
- 3 各市町の実情に応じた受入量、受入期間等を含めた処理計画を策定・公表すること。

平成24年1月13日

国、県に対する申し入れ事項の回答期限

(国からの回答)

- 1 放射性物質濃度が1キログラム当たり8,000ベクレル以下であれば、管理型最終処分場で安全に埋め立てることができることは、国際原子力機関（IAEA）におけるIAEAミッションの最終報告において評価されている。
また、広域処理の対象となる災害廃棄物は、放射性物質濃度が不検出又は低く、通常の焼却において、周辺住民、作業者のいずれにとっても安全に処理できる。
- 2 これまで、政府インターネットテレビやパンフレットなどで積極的に実施しているが、今後もテレビや新聞などの活用を含め、様々な機会を通じて説明を尽くす。
- 3 受入自治体が安全を確認し、適正な処理を行うための費用については、国が負担する。
- 4 環境省のガイドラインに従って処理すれば、基準値を超えることはないが、万一、超えた場合は、国が処理する。
- 5 放射性物質汚染対処特措法の施行により基準が設定されたことから、基準に従った処理を行うことで、最終処分場の確保につながると考えている。これを周知し、自治体や処理業者に対し、積極的な働きかけを行う。
焼却灰の返却については、個別の事案に応じて、調整していく。
- 6 風評被害については、回復するための可能な対策を講じる。

(県からの回答)

- 1 国への申し入れ事項に対し、積極的に働き掛ける。
- 2 県と受入れ自治体で委託契約を締結し、受入基準を作成するなど責任をもって実施する。
- 3 具体的な処理計画の策定について、各市町の具体的な情報をいただき、策定・公表を行う。

国、県からの回答を受けたことによる各市町の意見

- 1 回答内容に具体性がなく、不十分な回答である。
- 2 災害廃棄物の世論形成について、環境省政務官が説明に来てから1か月経過したが、何も行われていない。具体的に何をすることが分からなければ、受入れの判断ができない。
- 3 最終処分場について、各市町により実情が異なり、国の回答には最終処分場の確保について明確に書かれていない。
- 4 風評被害について、賠償を確約してもらわなければ、住民に説明ができない。
- 5 国、県は、災害廃棄物を処理しようという本気さが見えない。
- 6 国の示す基準では、住民を納得させることができない。国と思想にズレがある。
- 7 市民、町民の安全、安心を守ることが市町の使命である。
- 8 世論形成や風評被害を言っていたら絶対に前には進まない。災害廃棄物を受け入れようという気概がなければ進まない。

(今後の対応)

再度、国、県に対し、不十分な回答について再要望することとした。

平成24年1月26日 国、県に対する再申し入れ

国への再申し入れ事項

- 1 世論形成について、具体的な内容及びスケジュールを示すこと。
- 2 最終処分場について、受入れ制限を行わないよう確保・調整すること。最終処分場が確保できない場合は、搬出地に返却できるよう調整すること。
- 3 風評被害の賠償について、明記すること。

県への再申し入れ 国への申し入れ事項に関し、国に働きかけること。

- 1 各市町の実情を考慮し、独自の基準を設けるなど、災害廃棄物受入基準の具体的な内容及び作成時期を示すこと。
- 2 世論形成について、具体的な内容及びスケジュールを示すこと。
- 3 最終処分場の確保について、県も責任をもって調整すること。
- 4 受入れ処理計画について、具体的な内容及び作成時期を示すこと。

平成24年2月2日

国、県に対する再申し入れ事項の回答期限

(国からの回答)

- 1 これまで、政府インターネットテレビやパンフレットなどで積極的に実施してきた。
今後も、テレビ、新聞やインターネット等、各種メディアを活用し、本年2月から3月にかけて、積極的な広報活動を推進する。
- 2 自治体、処理業者に対し、科学的知見をもとに、安全に処分できることを誠意をもって説明していく。
また、広域処理の対象となる災害廃棄物は、放射性物質濃度が不検出又は低く、通常の焼却において、周辺住民、作業者のいずれにとっても安全に処理できる。
今後も、最終処分場の受入れが円滑に進むよう責任をもって努力する。
- 3 災害廃棄物の広域処理の対象は、放射性物質濃度が不検出又は極めて低く、科学的にも安全に処理ができるものであり、風評被害が生じるものではないと考えている。
風評被害が生じた場合、環境省として毅然とした態度で臨みその責任を徹底的に追及する。
災害廃棄物受入れによる損害のみを算出することが難しいため、万一、風評被害が生じた場合は、皆様と相談の上、国として責任をもって回復するための可能な対策を講じる。
また、受入自治体の生産物について、消費拡大が進む取り組みを行う。

(県からの回答)

- 1 受入基準は、2月中に策定を予定している。
受入基準は、木材チップに限定、放射性セシウムが100Bq/kg以下、空間線量率はバックグラウンドの3倍とならないこと、遮蔽線量率が0.01 μ Sv/h以下を想定している。
- 2 県民だよりやテレビ番組等、県広報を通じて県民の理解を得ていく。
- 3 最終処分場の確保について、国への働き掛けとともに、他県の情報を収集し、受入れ可能な処分場を探す。
- 4 具体的な処理計画の策定について、各市町の具体的な情報をもとに協議の上、策定・公表を速やかに行う。

国、県からの再回答を受けたことによる各市町の意見

- 1 前回同様、内容に具体性がなく、このままでは、前に進めない。
- 2 最終処分場に関する具体的内容がなく残念。
- 3 文書によるやり取りでは、これ以上の回答は望めない。直接陳情に向かうなど、アクションが必要。
- 4 焼却は可能かもしれないが、最終処分場が確保されなければ、結果として無理。
- 5 国の回答は精一杯だと感じている。安全性の確認のため、試験焼却ができないか。
- 6 仮に600t受け入れた後はどうなるのか。

市長会会長からの提案

いつまでも結論を出さないわけにはいかない。試験焼却の検討を提案したい。

試験焼却を行う場合、県にも責任をもってもらいたい。

各市町の課題について、協議の中で検討し、試験焼却の計画を県に策定を要請したい。

(試験焼却の検討について合意)

平成24年2月16日 静岡県知事に対し、申し入れ

東日本大震災の災害廃棄物試験焼却に関する申し入れ

- 1 市町の実情に応じた試験焼却に係る県全体の計画を策定すること。
- 2 試験焼却計画を策定するにあたっては、各市町と十分協議するとともに、策定後も状況に応じて見直しを行うこと。
- 3 試験焼却に伴う焼却灰について、市町との協力のもと責任を持って最終処分場を確保すること。
- 4 試験焼却実施により問題が発生した場合は、二回にわたる申し入れに対する回答に準拠し、国との協力のもと責任を持って対応すること。
- 5 試験焼却によって生じた課題をきちんと検証した上で、受入れ処理計画に反映させること。